

## 千葉県資源管理方針

### 一 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の海面漁業の生産量で約13万トン、生産額は約237億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。

銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。

九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちょうせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえなわ、刺網などの沿岸漁業が営まれている。

外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、きんめだい等の小型船漁業等が盛んである。

内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわたっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。

東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定により、国とともに、資源管理

を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 二 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 1 水域
- 2 対象とする漁業
- 3 漁獲可能期間

## 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、1 及び 2 の規定による配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 六 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を

把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理の取組は、資源管理と一体として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証し、効率的かつ効果的な取組となるよう努めるものとする。

なお、具体的な取組方針については、本県の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に定めるものとする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 七 千葉県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての

検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙1-3 まいわし太平洋系群」までに定めるものとする。

(別紙1-1 さんま)

一 特定水産資源

さんま

二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

千葉県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置漁業（法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業のうち小型定置漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県さんま漁業区分に配分する。

四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	130 統

(別紙1-2 まあじ)

一 特定水産資源

まあじ

二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

千葉県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項の規定による農林水産省令で定める中型まき網漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則（令和 2 年千葉県規則第 61 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まあじ漁業区分に配分する。

四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	55 隻
小型まき網漁業	20 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	130 統

(別紙1-3 まいわし太平洋系群)

一 特定水産資源

まいわし太平洋系群

二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

千葉県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	55 隻
小型まき網漁業	20 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	130 統